

平成25年9月吉日

青森県代協会員各位

一般社団法人青森県損害保険代理業協会
会 長 藤原 広洋

『代理店賠償責任保険セミナー』のご案内

平素は当協会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では「代理店賠償セミナー」を開催いたします。保険自由化後、保険会社の責任、代理店の責任、消費者の責任が明確になっています。あなたの代理店では、民事リスクの備えは十分ですか？代理店の単独責任として、巨額な賠償金を求められたら、「うちは保険会社が助けてくれるはず。」などと勘違いしていませんか？

リスク管理のプロである保険代理店であるからこそ、自らに降りかかる民事リスクには備えなければなりません。そのような対策はされていますか？

実際の過去の事例をもとに「保険業法 283 条」と「代理店賠償保険」の関係を絡めて、今後保険代理店、保険会社が賠償事案に対応していかなければならないのかを考えていただくセミナーです。

保険業法第283条

『代理店が保険募集につき保険契約者に加えた損害は、保険業法第283条により
所属保険会社が賠償責任を負う。』

↓

但し、保険会社は代理店に対し、求償権を行使できる。【保険業法283条3項】
(保険代理店に負担を求めることができる。)

※金融庁検査による指摘→「保険会社は、代理店に対して求償しているか」
株主の追及も予想される。

ご存知ですか？

リスク管理のプロが、まさかの訴訟で路頭に迷う事のないよう
この話を是非とも聞いて業務品質の向上にお役立て下さい。

- 【開催日時】 平成25年10月10日(木曜日)
受付 14:20 セミナー開始 15:00~17:00
- 【開催場所】 弘前市立観光館 二階研修室
弘前市下白銀2-1 Tel. 0172-37-5501
- 【内 容】 代理店賠償の必要性
- 【講 師】 エース損害保険株式会社
テクニカルクレーム担当部長 黒田 朗 様
- 代理店賠償・日本代協新プラン 【取扱保険会社 エース損害保険株式会社】
- 【受講料】 無料

※お問合せ先 青森県代協 事務局 TEL017-718-7115

※地下に駐車場はありますが台数に制限がありますので、同じ会社から参加される方は相乗りされて来て頂きますようお願い致します。

★代協会員以外の方の参加も受け付けています。

ぜひ、お知り合いの代理店様をお誘いのうえ、ご参加をお願いいたします。

☆代協会員の方で既に代理店賠償に加入されている方も、引受保険会社がエース損害保険会社に変更になっており、代理店賠償の必要性の再確認と、具体例のお話が聞けますので是非参加していただけますようお願い致します。

又、代理店従業員の方にこそ聞いて頂きたいお話ですので、従業員の方のご参加もお待ちしております。

返信先

青森県代協 事務局

FAX 017-781-6373

*10/5(土)までにご連絡をお願いいたします。

参加連絡票

青森県代協 『代理店賠償セミナー』に参加します

代理店名 _____

参加者名 _____

参加者名 _____